

令和6年度 働きやすい職場認証制度促進助成事業 交付要綱

令和6年3月26日制定
公益社団法人青森県トラック協会

(事業の趣旨)

第1条 公益社団法人青森県トラック協会(以下「青ト協」という。)は、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材確保の推進を図るため、青ト協会員事業者(以下「会員事業者」という。)が運転者職場環境良好度認証制度(以下「働きやすい職場認証制度」という。)の認証登録を取得した場合、その費用の一部を助成する。

(助成金の交付予算額)

第2条 助成金の交付予算は、600,000円とする。

(助成額)

第3条 働きやすい職場認証制度の認証登録に要した登録料で、一律1事業者当たり60,000円とする。

(助成対象)

第4条 青森県内の会員事業者本社または営業所等の認証登録費用とする

(対象期間)

第5条 令和6年4月1日から令和7年2月末日

(実績報告及び助成金の請求)

第6条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、様式1「働きやすい職場認証制度促進助成金実績報告書」(助成金交付請求書)を青ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第7条 青ト協は会員事業者から実績報告及び助成金の請求があった時には、その内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、会員事業者に助成金を交付する。ただし、第5条に定める期間内であっても、予算の執行状況により受付を中止することがある。なお、会費の滞納がある場合には、助成金を交付しない。

(助成金の返還)

第8条 青ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他青ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、青ト協が行う助成事業すべて

に係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他の必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、青ト協が別にこれを定める。